

象資料伝送網、静止気象衛星システム、軌道気象衛星利用体制、大・中・小地震観測網、地震予知のための東海・南関東地域常時監視体制、火山観測業務など、予報、観測、通信等の各業務体制の強化充実を図るとともに、講習会等により気象知識の普及に努める。

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する技術基準の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の改善

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく道路運送車両の保安基準については、運輸技術審議会より答申された第2次自動車安全基準強化目標に基づき、高速化対策、火災防止対策及びトラックの安全対策に重点を置いた改正等を行い、安全基準の拡充強化に努める。

イ 車両の安全性に関する日本工業規格の整備等

車両の安全性に関する日本工業規格については、車両の走行上の安全、乗員の安全等に重点を置き、

道路条件、生産技術、人間工学等の各方面から十分な検討を加え、交通事故防止に寄与するよう、その整備に努める。

また、日本工業規格の厳正な適用を確保するため、車両の装置、設備等を製造する日本工業規格表示許可工場に対し、認定検査機関による公示検査の実施等指導監督を強化し、車両の安全性確保の徹底を図る。

(2) 自動車の検査及び整備の充実

ア 自動車の検査体制の充実

道路運送車両法に基づく自動車の新規検査、継続検査、構造等変更検査等の確実な実施を図るため、国、軽自動車検査協会及び指定自動車整備事業者による検査体制の整備を推進するとともに、指定自動車整備事業制度の適正な運用を図るための事業者に対する指導監督を強化する。

イ 型式指定制度の充実強化

車両の欠陥に起因する事故の発生を防止するため、新型式自動車の安全性の審査に当たっては、一層、

審査項目の充実及び審査体制の充実強化を図る。

また、自動車製造事業者に対する指導監督を強化し、品質管理の徹底に努める。

ウ 自動車整備の充実

(ア) 自動車の点検整備の徹底

整備不良車両の運行を防止するため、自動車の点検整備の確実な実施について、自動車関係諸団体を通じる等により自動車使用者に対する広報活動等を推進するとともに、自動車の点検整備状況について、街頭車両検査、自動車運送事業者の監査等を行う。

なお、自動車の点検整備に当たっては、座席ベルトが常時着用できる状態にあることについても確認するよう指導を行う。

(イ) 自動車分解整備事業の体質改善

自動車の点検整備の受入体制を充実強化するため、自動車分解整備事業における総合的な構造改善事業の推進を図るとともに、自動車分解整備事業者に対し、業務の適正な実施について、指導監督を強化する。

(3) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保するため、自転車に関する必要な品質の基準を整備するとともに、自転車の組立整備技術の向上、点検整備の確保を目的として、自転車組立整備士制度及び自転車安全整備士制度の拡充を図る。

また、関係団体の活動、交通安全に関する教育及び広報活動等を通じて、自転車利用者に対して、前記の基準に適合した自転車の利用を呼びかけるなど安全意識及び点検整備意識の徹底を図るとともに、児童・生徒が利用する自転車の点検整備について、引き続き、関係団体の積極的な協力を求めていくものとする。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における指導取締りの強化

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに幹線道路における重大事故の防止に重点を置いて、指導取締りを強力に推進する。このため、交通の指導取締り体制を充実し、歩行者等の